

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第9 議案第5号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、当該政令の損害補償額の算定基準を適用している開成町消防団員等公務災害補償条例の規定を整理したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第5号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、先に本条例の概要につきまして、御説明させていただきますので、最後のページに添付させていただいております、資料をご覧ください。

改正が必要になった経緯でございますが、「一般職の職員の給与に関する法律」今後、「給与法」と申しますが、平成28年11月に改正され、今年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されました。

給与法を引用しております、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」、今後、「政令」と申しますにおきましては、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

今回、給与法が改正されたことに伴いまして、政令において、扶養親族加算額が改正されました。この政令は消防組織法によりまして、町条例が従うごとになっている基準を定めている政令でありますので、この基準に基づきまして、条例改正を実施しようとするものです。

2の改正の概要でお示しした表が政令第2条第3項に定められている、加算額及び加算の基準となります。この基準に基づきまして、条例の第5条、補償基礎額の第3稿を改正いたします。対象といたしましては、非常勤消防団員が公務作業中、消防救

急活動中に死亡された場合、また、負傷疾病にかかり障害の状態になった場合に支給される補償基礎額が対象となっております。開成町では適応となる方はいらっしゃいません。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第1号。開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例、昭和41年開成町条例第19号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第2条の改正でございますが、引用する条文の整理を行っております。

3ページの下段をご覧ください。

第5条第3項の補償基礎額の加算額について、第2号につきまして、333円に改正し、第1号及び第3号から第6号までに区分については、217円に改正しております。

また、4ページをご覧ください。

附則でございます。第1条として、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

第2条の経過措置といたしまして、4月1日施行日以降に発生した損害補償と施行日以前に発生した損害補償による傷害補償年金などのうち、4月1日以降の期間につきましては、改正後の規定が適応され、3月31日以前に支給すべき損害補償と3月31日以前の期間の傷病補償年金などに従前の例となります。

御説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。議案第5号の参考資料でお伺いいたします。

表の一覧を見ますと、第1号は、平成28年、29年、30年と徐々に下がってきているわけです。それから、第2号は逆に上がってきているということなんですけれども、まず1点目ですけれども、配偶者の関係が下がってきている背景がもし、分かっているようであればお伺いいたします。

○総務課長（山口哲也）

それでは、全般的な給与法の関係の御質問ということで、私から御説明申しあげます。

これにつきましては、平成28年の人事院勧告におきまして、配偶者等に係る手当

の見直しが勧告されたものでございます。本勧告では、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえまして、配偶者のほうを段階的に減らし、子育て支援の充実ということで、子どもの扶養手当を増額とするとそのような改正が行われているものでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

そうしますと、国の動きに準じているということが分かりました。

2点目ですけれども、国は確か1年前にはそういう勧告等によって行っていますけれども、開成町は1年遅れで出てきているのかなと思うんです。これは私の勘違いであれば良いんですけども、1年遅れで出てきた事情がありましたら。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらの条例が出てきているのが遅れているというようなお話をございました。

実は、前回と平成29年度の改正につきましては、5月随時会議で御提案をさせていただいていたかと思います。こちらは、実は本来であれば同じ時期の3月時点で御提案をさせていただく予定でありましたけれども、国の条例がまだ、規則の施行が4月1日以降になってしまって、そのような状況がございましたので、ですので、5月の一番直近の議会に間に合う形で御提案をさせていただいたということで、同じ年度内で平成29年度分と平成30年度分を御提案する形になってしましましたが、平成29年度分、平成30年度分、こちらは国の基準とあわせて実施をさせていただいておりますので、こちらはそのような形になっています。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

分かりました。

それで、3点目ですけれども、特例措置などを講じて、下げないでおくようなことはできないのでしょうかね。やっぱり勧告に応じて国がそう動くからそうですよと。あるいは、開成町らしさで、特例措置を講じるような御検討はなかったんでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいま、御質問にお答えさせていただきます。

こちらの内容でございますけれども、先程の御説明の中にもございますけれども、消防組織法の中でも、政令基準に従って、改正をするというような形でうたわれてお

りますので、法律の中でそういう形で人事院勧告に基づいての割合を変更していくという形になっておりますので、この部分につきましては、県内ほとんど全ての自治体がこういう形にはなっておりますので、この点については独自というところはちょっと難しいのではないかと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、ここで質疑を打ち切ります。続いて、討論を行いますが、討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。